

令和7年5月28日

▼タイトル

再審請求の却下について

令和7年4月30日に高島市公平委員会に再審の請求を行いました件について、別紙のとおり資料提供します。

▼問い合わせ先

○所 属： 総務部 人事課

○電話番号： 0740（25）8525

再審請求の却下について

消防本部におけるパワーハラスメント事案に関する懲戒処分および分限処分について、令和7年4月30日付けで、高島市公平委員会に再審の請求を行いました。

令和7年5月27日付けで、公平委員会から高島市長宛に、再審請求の却下通知がありました。

1. 事案の経過

消防本部におけるパワーハラスメント事案

令和5年5月23日 懲戒処分および分限処分の実施

懲戒処分 減給（10分の1） 1月間

分限処分 降任（課長級）

令和5年8月9日 被処分者が高島市公平委員会へ処分取消の審査請求を提出

請求内容 懲戒処分および分限処分の取り消し

令和7年1月31日 高島市公平委員会裁決

懲戒処分 処分を取り消す

分限処分 処分を取り消す

令和7年3月4日 裁決結果の説明および公表（市議会全員協議会・記者提供）

令和7年4月30日 高島市公平委員会へ再審請求書を提出

再審理由 高島市公平委員会の裁決において、事実と認定されなかった事案について、再審査をお願いしたいことから、再審の請求を行いました。

令和7年5月27日 高島市公平委員会からの再審請求の却下通知を受領

2. 却下理由の骨子

再審請求で市が提出した証拠は、高島市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則第17条第1項第2号に規定する「事案の審査の際提出されなかった新たな、かつ、重大な証拠が発見された場合」とはいえず、再審事由に該当するとは認められない。

3. 今後について

再審請求が認められなかったことは残念であります。

今後、不祥事案については、事実関係の認定をより慎重に行うこととします。